

「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)の実施について

- こども未来戦略に基づき、全てのこどもの育ち応援、良質な成育環境整備のほか、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、令和8年度から全市町村で実施されます。
- 「こども誰でも通園制度」は、3歳未満の未就園児を対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。
- 「こども誰でも通園制度」は市が認可者となるため、設備や運営の認可基準の規定のほか、給付費の支払いに関する確認基準を規定した条例を令和7年12月議会に上程する予定です。

こどもみんなが
こども家庭庁

こども誰でも通園制度について

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在） ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。	○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業） ・自治体の判断において実施 ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施

【こども誰でも通園制度の意義】

○こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

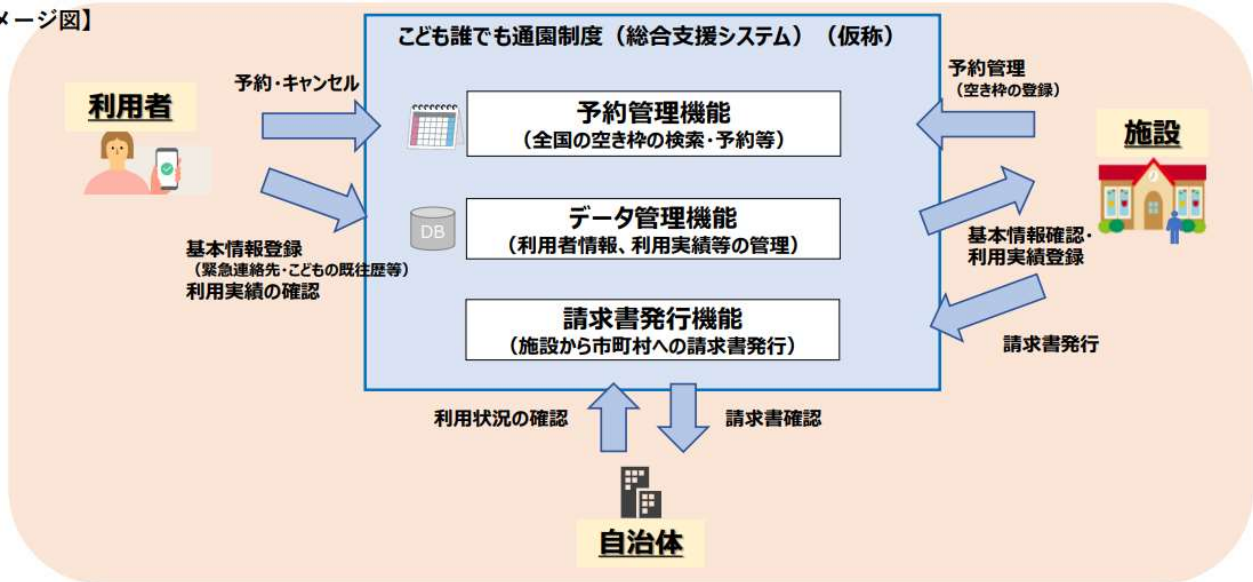
○保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源(子育て支援等)につながる契機となり、様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなる。
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でもこどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる。

こども誰でも通園制度に係るシステムの構築

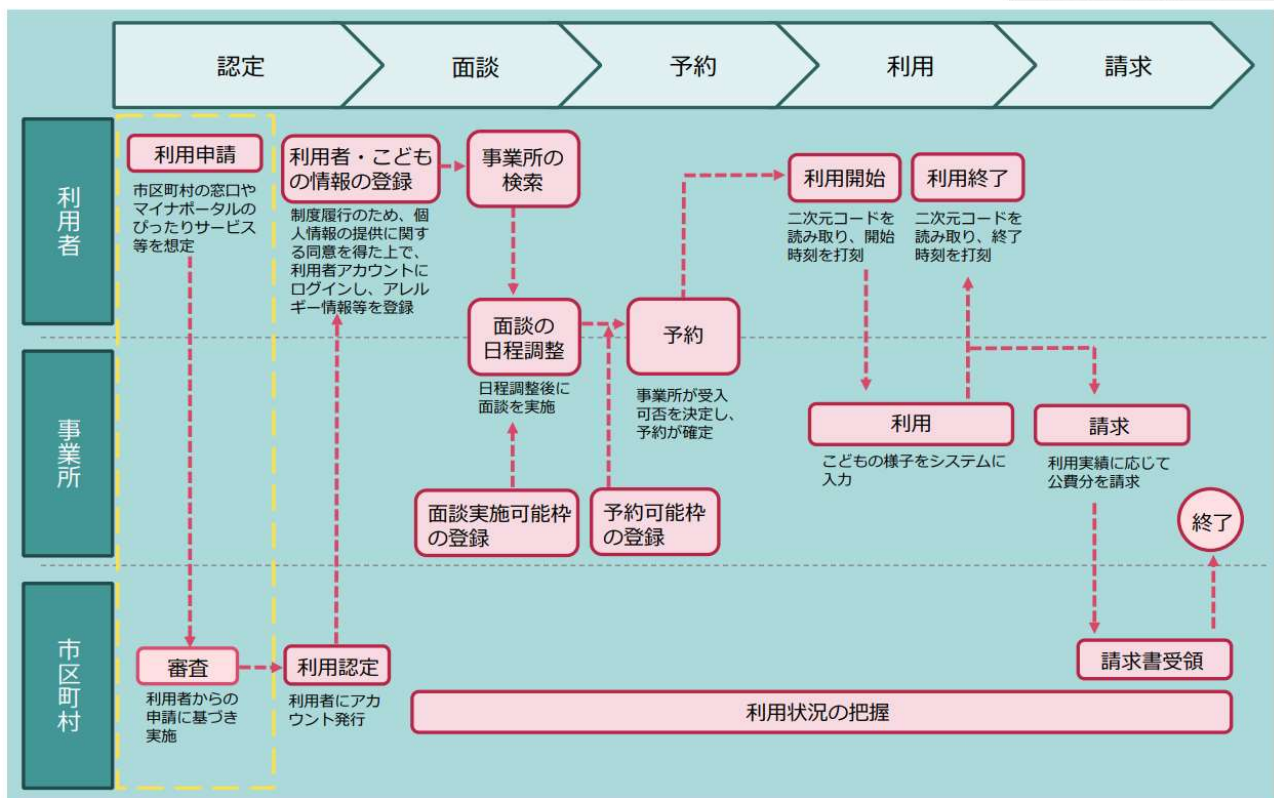
- こども家庭庁においては、こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることが基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】



こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第3回）
令和6年10月30日（水） 資料5



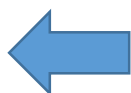
は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

【こども誰でも通園制度の概要】

・こども誰でも通園制度の実施場所、利用方法、設備等の基準は下記のとおりです。

区分	内 容
実施主体	市町村（※適切に事業実施できる者に委託できる）
対象児童	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に未就園の0歳6月～3歳未満のこども（※ 保護者の就労は不問）
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、認可外保育施設、企業主導型保育事業所、児童発達支援センター等（※ 認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。市が認可する。）
利用方法	1人当たり月10時間以上の利用枠の中で様々な利用方法を選択可能 ① 定期利用（利用する園、曜日や時間を固定する利用） ② 自由利用（定期利用ではない柔軟な利用） ③ 定期利用と自由利用の組み合わせなど
実施方法	① 一般型（在園児と合同 or 専用室独立実施） ② 余裕活用型（在園児と合同）
配置基準	① 一般型：一時預かり事業と同様の基準（※1/2は保育士） 児童年齢・人数に応じ保育従事者等を配置、うち保育士を1/2以上。保育士以外は研修終了者。 ② 余裕活用型：各施設又は事業の基準による
設備基準	① 一般型：一時預かり事業と同様の基準（※医務室、調理室、屋外遊技場除く） ② 余裕活用型：各施設又は事業の基準による
その他	・本制度を行う事業所について、市町村による認可、指導監査、勧告等の仕組みを設ける。 ・認可手続き等は「家庭的保育事業等」と同様。

※ 詳細は左記二次元コードから紹介動画をご覧ください。



こども誰でも通園制度 紹介動画(こども家庭庁作成)

【今後のスケジュール等】

・今後、制度実施に向けた準備は、下記のとおり予定しています。

時期	実施内容
R7.9～11	・可児市における実施体制の決定
R7.12	・認可基準条例・確認基準条例の議決
R8.1	・（民間事業者で実施する場合）公募や認可手続き等の開始
R8.2	・市民への制度実施の周知・PR
R8.3	・国の総合支援システム利用契約締結 ・民間事業者の認可、給付施設の認定
R8.4	・制度の運用開始